

第20回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時 平成27年11月20日（金）
午後10時から正午まで
場 所 宮城県庁9階 第一会議室

1 開会

○司会

ただ今から第20回宮城県産業振興振議会議農業部会を開催いたします。

開会に当たり、農林水産部長の後藤から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○後藤部長挨拶

おはようございます。本日は、早い時間からお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本県の農林水産行政に関しまして、全般にわたり御支援、御協力をいただいておりますことに対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

この「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しにつきまして、本年1月に産業振興審議会に御審議をお願い申し上げてから、今回で4回目の部会となります。これまで皆様から、様々な分野、御専門の立場、御経験を踏まえられた立場から御審議をいただきまして、貴重な御意見、御指摘をいただきましたことに改めて御礼申し上げます。

8月に開催されました前回の農業部会では、基本計画の中間案について御審議いただきました。

その中で、我々が掲げております「農業を若者があこがれる魅力ある産業」とするためにということで、具体的にその方向に向けて、所得目標を数値化して示すべきではないかということでもありますとか、宮城らしさ、宮城の農林水産業、農業についてはどういったものを発信していくのか、まず足元からしっかり固めなくてはならないのではないかとという話等、非常に幅広い示唆に富んだ御意見をいただいたと考えております。

こうした皆様からの御意見を踏まえまして、それに加えて9月から1か月行いましたパブリックコメントの御意見、それから農業関係団体からの御意見を踏まえまして調製しました計画案ということで、最終案という形で御説明をさせていただきます。

T P P協定交渉が大筋合意に至って、その内容について、現在、政府の方でも大綱策定に向けて様々なとりまとめを行っているということで、本県農業を取り巻く環境の厳しさは相変わらずであります、環境も大きく変わろうとしているものと考えております。ま

た、「地方創生」の動きも踏まえまして、農業が地域経済を支える産業としてそれぞれの地域で栄え、安定した就業の場を確保できるよう努めてまいりたいと改めて考えているところでございますので、基本計画の最終案につきまして、よろしく御審議いただければと考えております。本日はよろしくお願い申し上げます。

3 会議成立宣言

○司会

本日は、伊藤恵子委員、阿部聡委員が所用により欠席となっております。加えまして、稲葉雅子委員より所用のため若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

本会議の定足数は委員11名に対し、現時点で8名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

4 議事

(1) 「みやぎ食と農の県民条例」に基づく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて

○司会

それでは、議事に入りたいと思います。

会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき部会長が議長となって議事を進めることとなっております。ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。伊藤部会長、よろしくをお願いいたします。

○伊藤部会長

皆さん、おはようございます。

限られた時間ですけれども、本日も皆さんから建設的な御意見を出していただければと

思います。先ほど、後藤部長の御挨拶にもありましたが、審議会、それからパブリックコメントでいただいた意見、これは参考資料1、2ということで意見がまとまっております。非常に膨大な意見が寄せられて、これを今回、見直しの中に反映させていくのに随分と事務局の方で御努力いただいたものと思っております。そういう努力の成果について、皆さんから見てどんなふうに映るのか、御意見をいただければと思っております。委員の数からすれば1人10分くらいは発言できると思いますので、ぜひ、事務局の説明を聞いた上で、率直な考えを聞かせていただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議の際「公開する」と決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、議事(1)「みやぎ食と農の県民条例」に基づく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて、事務局から説明願います。

○農業振興課 高橋課長

皆さん、おはようございます。農業振興課長の高橋でございます。早速でございますが、私のほうから「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る最終案について、御説明させていただきます。

最終案の作成につきましては、8月に行われました審議会、また、9月10日から10月9日まで実施いたしましたパブリックコメント等を踏まえながら行っております。頂戴いたしました御意見につきましては、今、部会長からお話のありましたとおり、参考1、参考2の資料に整理させていただいております。施策の推進に向け、幅広く御意見を賜りましたことに、改めて御礼を申し上げます。

それでは、中間案から加筆・修正した主な変更点を中心に御説明いたしますので、よろしく願います。

はじめに、資料1を御覧下さい。計画の基本構成を示した資料となります。

左側には前回お示しいたしました中間案における構成を、中央には最終案の構成を、右

側には修正した主な内容について、吹き出しで説明しております。

構成の順に沿って御説明いたします。

第1章の「基本的な考え方」では、新たに第4節として「計画の進行管理」に関することを追加いたしました。また、第6節として「本計画に関連する県の計画・方針等」を追加いたしました。これは、本計画以外にも、農業・農村の振興に関連する各種計画について周知することが必要であるとの御意見を反映したものです。

第2章につきましては、第1節「宮城県の食と農業・農村を取り巻く現状と課題」の中に、T P P 協定交渉が大筋合意に至りましたことから、その旨を新たに追加しております。

第3章「計画で目指す将来の姿」につきましては、第1節において、「計画で目指す食と農の将来像」を記述しておりますが、内容が不十分であったこともあり、方向性が見えづらい、分かりづらい部分が生じていたと思っております。これに関連する御意見等も踏まえまして、その内容について大きく見直しました。

また、第2節「農業・農村の見通し及び目標」につきましては、関連する計画が見直しの中のため未記載となっておりました「農業産出額」や「主要品目別栽培面積」などの目標について、その数値を記載いたしました。

第4章におきましては、第2節「各施策の推進方向」について、記載内容を追加・拡充しております。また、第3節の「推進指標一覧」に、中間案では検討中といたしておりました平成32年の目標値について、数値を記載しました。

第5章といたしましては、検討中としておりました7つの圏域計画を追加しております。それから、参考といたしまして、「各施策において重点的に取り組む事項」、「活力ある担い手の確保・育成に向けた農業経営モデル」について掲載したいと考えております。

次に資料2を御覧願います。この資料は、基本構成の各項目ごとに、審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、中間案からの主な変更内容について整理したものです。

特に、第3章の関連といたしまして、「計画で目指す将来像は、産業政策が前面に出ているように見える。地域政策の要素もできるだけ盛り込んで欲しい」、「地域政策と産業政策の関係が見えない」、「農業・農村を核として、地域・人が元気になり、人が増え、

雇用が生まれるというような視点」，「サステイナブル，持続可能，という考え方が重要。キーワードを入れては。」といった御意見を頂戴しております。

そうした御意見を踏まえ，内容を見直し，地方創生の取組を通じた農業振興の重要性あるいは産業政策や地域政策についての記述を加えながら，持続可能な魅力ある食・農業・農村の将来像を築き上げることの必要性について，修正・加筆をいたしました。詳細につきましては，別冊1，本文の14ページから15ページになります。

また，「ブランド化」ということや「いろいろなものがあるのが食材王国みやぎの強み，その豊かさをもっとPRしては」という御意見も頂戴しました。そのような御意見を踏まえ，食の将来像のところに「「差別化」，「約束性」，「持続性」を基本とするブランド化」についてや「食と言えば「みやぎ」，「みやぎ」と言えば「多彩で豊富な『食』を創出する県」」という内容について，新たに記述しております。

それから「イノベーション」や「顧客満足」に関する御意見を踏まえ，農業の将来像のところに「ICTの活用やイノベーションにより，顧客満足を高めるフードバリューチェーンが構築されています。」との記載を新たに追加しております。

第4章「食と農の振興に関する施策の推進方向」では，施策2「消費者と農業者の相互理解の推進」に関連し，地域内だけでなく県全体での「県産県消」を推進して欲しい，との御意見を頂戴いたしました。県で推進している「地産地消」は，県産食材の県内消費であり，御意見の趣旨と一致しておりますことから，その趣旨を本文中に明記いたしました。

続きまして，裏面を御覧下さい。施策4「活力ある担い手の確保・育成」につきましては，女性農業者の活躍を後押しするため，「農業女子プロジェクト」のような取組や環境改善への支援が必要との御意見をいただきました。そのため，「女性農業者同士の連携促進」や「働きやすい環境整備の推進」等について取組内容を追加しております。

施策6「水田フル活用による多様な作物生産の振興」につきましては，大豆の生産性向上に向けた技術導入や施設整備の支援が必要との御意見を頂戴いたしましたので，本文に反映いたしました。

また，基本項目Ⅳの項目名につきましては，現行計画と同様に「農村の経済的な発展と

生活環境の整備」として、中間案では御提示しましたが、地域政策の項目名として「経済的な発展」というのはなじまないのでは、との御意見をいただきました。そのため、項目名を「農村の活性化に向けた総合的な振興」に変更いたしました。

施策14「中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」につきましては、農村への誘客も重要であるとの御意見をいただきましたので、本文に記載を追加しております。

それから、計画の中にモデル経営を示して欲しいといった御意見を複数頂戴しましたことから、「活力ある担い手の確保・育成に向けた農業経営モデル」を新たに掲載することといたしました。その内容につきましては、別冊2に掲載しております。後ほど、御説明いたします。

続いて、農業・農村の見通し及び目標について御説明申し上げます。資料3を御覧いただきたいと思います。

最初に、「1 農業の担い手の見通し」に関しましては、今月末に平成27年農林業センサスの概況値が公表される予定となっておりますので、公表後に改めて推計することとしております。今回は、公表前のため、参考として提供いただいたデータから統計関数を用い、その趨勢により平成32年の見通しを推計しております。

そういたしますと、販売農家全体としては、31,500戸程度、そのうち主業農家は6,000戸程度の見通しとなります。また、農業就業人口につきましては、こちらもセンサスデータ公表後に改めて推計いたしますが、概ね37,000人の見通しとなります。

次に、農業産出額及び主要品目別生産の目標に関してですが、まず、農業産出額の合計につきましては、現行計画と同額の2,015億円を目標といたしました。平成25年の農業産出額の状況からみると高い目標となりますが、震災からの創造的な復興や農業協同組合法の改正を受け、JAグループとしては「農業生産の拡大」、「農業者の所得増大」を基本目標として取り組むこととしております。そのようなことも考慮いたしまして、目標数字を設定しております。

部門別では、資料の左下(1)から(4)に記載しております目標設定の考え方により、米の産出額としては811億円、園芸の産出額として422億円、畜産の産出額として6

90億円、その他産出額として92億円を見込んでおります。右側にあります表は、主要な品目別の栽培面積及び飼養頭羽数でございます。

続いて資料3-2をお願いします。左側にあります表は、主要品目別の生産量でございます。また、右側の表につきましては、左側の目標生産量を達成した場合に見込まれる品目別の食料自給率を示した表となります。なお、牛乳・乳製品など畜産関係の自給率欄の括弧内数値につきましては、飼料自給率を考慮した場合の値となります。

続いて、資料4を御覧下さい。推進指標でございます。

推進指標は現行計画では38指標ございますが、見直し後は42指標となっております。前回の農業部会では、平成32年目標値については一部検討中でしたが、今回、全ての指標について、資料の一番右に目標値をお示ししております。

今回、新たに設定した指標は6指標ございます。

No.4「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数」は26,000人へ増加させる目標を設定しております。No.10「大規模土地利用型農業法人数」については、100ha規模になりますが、これを20法人、No.26「先進的園芸経営体数」は70経営体を目標に、それぞれ育成してまいります。No.28「加工・業務用野菜の取組面積」は460haを目標に推進してまいります。No.33「大規模経営体数」は、140経営体を目標に育成を図ってまいります。No.38「農業用水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数」は、5箇所を目標としております。

また、現行計画から継続する指標のうち、目標値を上方修正したものは9指標ありますが、これらは目標値をすでに達成、あるいは施策の強化・充実による増加を見込んだことによるものです。

一方、下方修正したものは5指標ございます。

No.3「農業体験学習に取り組む小・中学校の割合」は、近年の減少傾向を踏まえて修正し、現況値よりもやや高い70%と設定しております。No.7「認定農業者数」は、農業者数の減少傾向を踏まえつつ、新規就農者からの移行や農業法人の増加を加味し、目標を再設定しております。No.31「食料品製造業の製造品出荷額」及びNo.36「地域や学校教育と

連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」は、震災による影響を考慮して修正しております。No. 39「環境保全型農業取組面積」は、現状の取組面積等を踏まえて修正し、現況値よりもやや多い30,000haと設定しております。

ここで、お手元にございます別冊1を御用意願います。

中間案から加筆・修正した部分につきましては、下線を引いております。

3ページをお開き下さい。第6節といたしまして、3ページから4ページに基本計画に関連する県の計画や方針等について、その主な分野、計画等の名称、概要をそれぞれ記載いたしました。なお、「みやぎの農業・農村復興計画」は、この基本計画に溶け込ませる方針で作業を進めておりますが、並行して取り組んでいくことから、ここに掲載しております。

続いて、10ページをお開き下さい。皆様、御承知のとおり、去る10月5日、TPP交渉参加12カ国による閣僚会合において、大筋合意に至りましたことから、概要を含め、TPPに関する記述を追記いたしました。

なお、県では、大筋合意に伴い、第一次産業分野に係る情報収集、分析・対策等について検討を行う「TPP協定農林水産業対策本部」を設置いたしました。また、政府に対して、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って経営に取り組めるなど、万全な対策を講じるよう要請を行っております。今後、国が示すTPP関連対策を踏まえながら、各関係機関・団体と連携し、必要な対策に取り組んで参りたいと考えております。

14ページをお開き下さい。第3章「計画で目指す将来の姿」について、皆様の御意見を踏まえ、このように見直しております。

続いて、16ページから18ページにかけまして、農業・農村の見通し及び目標を記載しております。

次に、58ページをお開き下さい。本計画では、全体の計画に加えて、第5章として、各圏域ごとに地域特性を活かした取組方向を示す「圏域計画」を掲載しております。前回の農業部会の時点では検討中でしたが、今回、追加いたしました。

本県は、「広域仙南圏」をはじめ、「仙台都市圏」、「大崎圏」、「栗原圏」、「登米

圏」，「石巻圏」，「気仙沼・本吉圏」の7つの圏域に分かれております。それぞれの計画の詳しい内容についての説明は省略させていただきますが，特色ある品目の生産振興，地域資源を活かした農村振興，震災からの復興等，各地域の特色を盛り込んだ圏域計画となっております。

続いて，65ページをお開き下さい。これは，前回の農業部会において，計画で掲げる各施策の主な取組内容を図で説明する参考資料としてお示ししたものです。パブリックコメント等において，この資料が分かりやすいことから計画本文と一緒に掲載した方が良いとの御意見を頂戴したこともあり，このような形で掲載することといたしました。

続きまして，お手元の別冊2の1ページ，2「モデルの内容」を御覧下さい。

主な営農類型として，土地利用型，施設園芸のいちご，トマト，ほうれんそう，畜産というような5つのモデルをお示ししております。モデルの内容は，それぞれの営農類型ごとに2種類ございます。例として，2ページの「土地利用型」のモデルを御覧下さい。

一つは，「当面の目標となる経営モデル」で，効率的かつ安定的な農業経営モデルとして，他産業従事者並みの年間農業所得の確保を目標としたモデルをお示ししております。所得目標としては，県が策定しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で目標としている「主たる従事者1人当たり480万円程度」を基準としております。

もう一つは，「経営の発展に向けたモデル」です。こちらは，規模拡大や技術改善，作目の転換等により，更なる経営発展に挑戦することで，所得の増大を図るモデルとなっております。経営発展を実現するために，具体的に取り組む内容については，ページの下段にそれぞれ記載しております。

次に7ページ，「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」を御覧下さい。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では，先ほどの5つの営農類型だけではなく，作目や生産方式の異なる37パターン of 営農類型の経営指標を掲載しており，7ページ以降に，その全ての経営指標をお示ししました。意欲ある様々な農業経営者の方に，参考としていただきたいと思いますと考えております。

ここまで，中間案からの主な変更点について御説明してまいりましたが，最後に見直し

た計画の概要について、改めて全体像をお示ししたいと思います。

資料5を御覧下さい。

左側に計画見直しの背景と視点、中央には15の施策の推進方向を示しております。現行の計画から変更した部分には、アンダーラインを引いてございます。右側には、本県農業・農村の将来の見通し・目標と、主な推進指標を記載してございます。一覧で見えるようにしたのが、この資料ということになります。

資料5-2を御覧下さい。

こちらは、特に重点的に取り組む施策の主な取組内容について、記載しております。

以上、基本計画の見直し案について、御説明させていただきました。

本日、御審議いただく内容を踏まえまして、産業振興審議会全体会に向けて最終案の調製を行ってまいりたいと考えております。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

これで、事務局からの説明を終わります。

○伊藤部会長

ありがとうございました。ただ今説明のあった事項について、皆様方から御質問や御意見をいただきたいと思っております。時間としては、11時45分頃を目途にいろいろと御意見等出していればと思います。

今日、説明いただいた資料につきましては、十分な時間はとれませんでしたけれども、数日前、皆さんのお手元には郵送させていただいております。すでに、目を通していただいた方もいらっしゃるでしょうし、時間がなくて今見始めたという方もいるかもしれません。皆さんから出していただいた意見については、計画の中に随分と反映していただいていると思っています。どこからでも構いませんので、いかがでしょうか。

皆さんいろいろ考えている間に、私の方から一点、別冊1の基本計画案の2ページ、新たにつけ加えていただいた「第4節 計画の進行管理」のところですが、見直した基本計画については、毎年度どれだけ取り組んだかということについて、県議会に報告することになっ

ていると思いますけれども、計画を作って、今後5年間どのように推移していくのか、きちんと施策が展開されているかどうかといったことを部会の委員にもわかるような形にしたほうがいいのではないかと考えております。また、ここでは、「県では、毎年度、本計画に位置づけられた各種施策の実施状況や達成状況等を確認しながら、計画的に施策を推進します。また、各種施策の評価や課題、農業・農村を取り巻く情勢の変化に対しては、施策の重点化を図るなど、柔軟に対応します。」と記載されています。ということは、先ほどのT P Pへの対応を含め、まだここに十分書き込めない、書ききれない点等については、随時、毎年の達成状況等を踏まえながら、必要に応じて加筆、修正していくという理解でよろしいでしょうか。

○農業振興課 高橋課長

まず、基本計画については、条例に基づく計画でございますので、今御説明のあったとおり県議会に対しては、毎年度の実施状況と次年度の取組につきまして報告をするということが義務づけられております。時期は、大体、8月か9月頃にまとめて報告をしているところでございます。審議会の委員の方々からは、随時、いろんな形で御意見をいただいているところですが、今お話のありましたように、進行がどのようになっているのかについて、何らかの形でお伝えしながら、また御意見をいただきたいと考えております。

それからT P P等についてはお話のとおりで、まだ影響を含め、よく見えていない部分がありますので、今回の計画の中にそれを全て網羅して対応するという形にはなってございません。そういう部分については、柔軟に見直しをしながら進行を図っていくという意味で入れさせていただいたということです。

○伊藤部会長

ありがとうございます。いかがでしょうか、皆さん。

今野委員、どうぞ。

○今野専門委員

文面のほうは特に意見はありませんが、数字のところの確認を資料3、資料3-2、資料4でさせていただきたいと思います。

資料3の左上の農業の担い手の見通しというところで、平成17年と平成32年の見通しを比べると、販売農家数が平成17年からすると約50%、農業就業人口が約37%となっております。これが、全国平均でも同じような割合で下がっているのか、あるいは宮城県としては全国平均より下がり方が少ないのかどうか、そういったところを教えてくださいなればと思います。

○農業振興課 高橋課長

ここの数字の出し方につきましては、統計関数を用い推計しております。他県については推計をしておりませんので、他県と比べてどうかというところまでお答えできませんけれども、おそらく全国平均と同じような下がり方ではないかと類推しているところでございます。

○今野専門委員

ぼくも全国平均と同じくらいの数字だと思っているんですけども、できれば宮城県は全国よりは減り方が少なければいいなという希望だけです。

それから、その下の農業産出額のところも平成20年と32年を比べると107%で、アップはしているんですけども、人がこれだけ減っていて産出額は107%になっています。多分、右側の栽培面積、飼養頭数や資料3-2の品目別生産量をもとに算出しているとは思いますが、まず、資料3の面積のところ、水稲などは実面積だと思いますが、施設園芸などは、延べ面積なのか実面積なのか、また、1個1個は計算していませんけれども、反収が落ちているようなことがないのかどうか、その辺の整合性がとれていますでしょうか。

○農産園芸環境課 廣上課長

農産園芸環境課の廣上でございます。まず、実面積なのか、延べ面積なのかという話がありました。これは、作物によってということになりますけれども、基本的には実面積でございます。それから、反収については、品目によって変わらないものもあれば、大きく増えるようなものもあります。例えば、ネギとか小ネギについては反収がかなり増えております。あまり目標を高くできない品目もございますので、全体としては、ある程度のところでの反収の増を見込んでおるということでございます。

○今野専門委員

花壇苗を生産している者からすると、花壇苗の面積に対し生産量がすごく低いので、本当なのかなという疑問があったものですからお聞きしました。

○農産園芸環境課 廣上課長

今回の花壇苗については、面積が7haということで、平成25年対比で2ha増ということになっております。内陸部での施設等の作付面積の拡大ということで、若干増やしておりますが、反収については、10a当たり30万鉢ということで、現状維持となっております。単価についても、同じでございますので、基本的には面積を2ha拡大した分、増えているという形になっております。

○今野専門委員

現状のスライドということですね。了解しました。

あと、もう一点だけ。資料4のところ、施策3のアグリビジネス経営体育成の加速化というところに、経営体数と販売金額の指標値があります。多分、今後、売上がさほど大きくなくても法人化していくところもあると思うので、全体的には、1法人当たりの売上は、下がっていく可能性もあると思います。一方で、法人化したことによって雇用の創出が考えられますので、この目標値には入れなくても、内部としては、農家人口はこれだ

け減っていて、それを全て雇用では補えませんけれども、雇用はこれだけ増えているというような認識を持っていた方がいいのではないかという意見です。以上です。

○農産園芸環境課 廣上課長

指標の中には盛り込んでおりませんでしたけれども、雇用の部分も含めて、今後、把握しながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○伊藤部会長

今野委員，よろしいですか。ほか，いかがでしょうか。

安部委員よろしく申し上げます。

○安部専門委員

二点ほどありますが、一点目は、別冊1の10ページのTPP関係なんですけれども、ここの表現の中で、下から2行目、重要5項目の関係で、米・麦、牛・豚肉となってますけれども、牛肉と表現すべきではないかと思うんですけれども、確認をしていただきたいと思います。

それから、二点目は資料4の関係ですけれども、農業人口が非常に減っていくと推測される中で、産業政策と地域政策のバランスが、これから非常に大切だと感じています。いづれ経済だけを優先していった場合には、大きな落とし穴があるのではないかということをお慮しております。その中で、ここに記載している目標値のうち、一つは消費者と農業者の相互理解の推進の中の農業体験学習に取り組む小・中学校の割合についてです。平成32年の目標値を100%から70%に3割ダウンしていますけれども、希望的観測の中で、やはり100%を目指すべきじゃないのかなと思いますので、これを下げた理由について確認しておきたいと思います。

また、施策11の多面的機能の維持の関係ですが、私は地域政策の中で、その地域を良くしていく方法というのは、ここが非常にポイントになるのではないかと思いますので、

これもやはり55,000人に下げてくださいけれども、もう少しがんばれないものなのか、その辺についてお尋ねいたします。

○農業振興課 高橋課長

まず、小・中学校における農業体験学習の関係でございます。各小・中学校における取組状況につきましては、2年に1回、県内の全ての小・中学校に対するアンケートにより把握しています。約8割の小・中学校が回答しているところですが、現況としては、そのうちおよそ67%が取り組んでいる状況です。確かに安部委員おっしゃるように、理想的には100%ということですが、現時点での小・中学校の総合学習の時間の設定が文部科学省の方針の中で転換されてきたということもございますので、ここは100%とするよりは、実質的な目標を掲げた方がよいのではということで、修正、変更したところでございます。理想的には確かにそういう部分はずっと持ち続けたいと思います。

○農村振興課 浅野課長

農村振興課の浅野でございます。今、御質問いただきました地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数の目標55,000人についてでございます。この協働活動に参加した人数については、田んぼの生き物調査や田んぼの学校などに参加している子どもたちも含め、また、水土里の道ウォーキングなど、環境活動へ参加した人についてもカウントしているところでございます。当初の目標としては年間5,000人を累積していくような目標設定にしておりますが、震災後、活動の数が約半分くらいに減少したということもありますので、今の復興の状況も踏まえながら、震災復興とともに増加を目指していきたいと考えております。今回の目標については、平成31年度迄は年間3,000人で、平成32年度は年間4,000人に増加をさせていくよう設定しており、震災の影響を踏まえて、見直しをさせていただいたという状況でございます。

○安部専門委員

私の地域を考えた場合、農家が減ってきている中で規模拡大はまさにやっていますけれども、これからの法人や地域のリーダーの育成という面でも、地域における賑わいの創出は重要で、そのための環境づくりは、最初から子どもを巻き込んだ中で、やっていかなければ、なかなか厳しいものがあると思いますので、その辺を検討していただければと思います。

○伊藤部会長

ありがとうございます。

伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員

伊豆沼農産の伊藤です。今の安部委員の発言なんですが、私もそのとおりだと思っています。100%という目標が難しいのはよくわかりますけれども、現況67.5%から目標70%というのは少ないと思いますので、この辺はできる限り数値目標を上げていただければと思います。それと農業体験学習につきましては、農業法人協会の中で、我々の使命として取り組んでいかなければならないものとして確認をしていますので、我々自身も増やしていくつもりですし、県のほうでも御支援をぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。また、県でも「伝え人」という制度をつくりまして、農業者だけではなくて、食育に携わるような人たちが農業体験学習と同じようなことをしております。その辺も含めるとだいぶ推進力は増えると思いますので、ぜひ、数値目標を検討していただければと思います。

また、今野委員が言われました農業法人の従業員の数ですけれども、ぜひ、この部分も把握していただければと思います。日本農業法人協会の統計でいきますと、従業員の平均年齢は50歳前後というようなデータも出ておりますので、若者があこがれるというようなところのデータとして、例えば平均年齢が67歳というのが前面に出るよりは、実際の農業をやっている現場の平均年齢がかなり若いというようなところも、ぜひ前面に出して

いただければと思いますので、当県でもそういう調査をされたらいかがかなと思います。

それから資料5の関係で、文言の問題かもしれませんが、今、食育推進プランの見直しをしておられますけれども、そういう横の連携というのもやっていただくというお話もございました。その中では、ぜひ施策2の②ですけれども、食育という言葉で統一するという気持ちもよくわかりますが、食育推進プランのほうでは「農」の字をなかなか入れにくいようなので、ぜひ食と農の県民条例基本計画のほうでは、食農教育という形で、農の字を加えていただきたいと思っております。

それから施策9ですけれども、販売戦略のほうでは、売りに行くというスタンスはよく分かるんですけれども、買いに来ていただくという誘客的な産業もこれから販売戦略の中では、かなり大きな要素になるということがありますので、誘客しながら売る、それに食農教育的な体験型のものも誘客産業の中ではビジネスとしても取り組むことができると思っておりますので、その辺のコメントもぜひ入れていただければと思います。以上です。

○伊藤部会長

ありがとうございます。これに関連した質問、意見はございますか。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○農業振興課 高橋課長

まず、農業体験学習に取り組む小・中学校の割合の数値目標を再考すべきではないかということにつきましては、改めて、検討してみたいと思います。現況の割合ですが、学校へのアンケートの結果では、震災によって未実施になった、時間枠が確保できない、適当な場所がない、学校教員の知識、技術の不足などを挙げる学校もありましたので、なかなか上がっていないものと考えております。安部委員おっしゃるように、地域の皆さんが学校に対してこういった取組を支援するという姿も作っていく必要はありますけれども、私たちのほうでは、学校の教員の知識、技術の不足の解決につながるように、教員を対象としたセミナーを開催しているところでございます。

それから、農業法人の就業者数の関係でございますが、農業法人に関する調査を定期的に実施している中で就業者数も、ある程度確認はしております。新規就農者については、年間130人を目標にしておりますが、平成26年は170人と目標を上回っております。これを分析してみますと、農家の子弟の方々がそのまま農業者になるよりも、安定した給料をいただける農業法人への就業というのは、かなり志向がありますので、委員おっしゃる数字の把握と対応をとというのは、今後しっかりと考えていかななくてはならないものと思っております。

○食産業振興課 金岡技術副参事兼技術補佐（総括）

食産業振興課でございます。出向いての販売については、私ども、首都圏などにおいて、農業の方が販売する様々な機会を創出しております。何よりも、出向いて販売いただくことで消費者の方々との接点もたれ、いろんな御意見を反映できるということでございますので、私どもとしては東京にありますアンテナショップですとか、あるいは全国で行っております物産展、先月は名古屋で、今月は来週から広島で開催をする予定でございますが、そういった物産展なども皆さんに参加を呼びかけながら、出向いての販売ということもしっかりと続けてまいりたいと考えております。

○農業振興課 高橋課長

先ほど、言い忘れました。用語の使い方で食育ではなく、農を入れるという部分についても、検討させていただきたいと思っております。

○伊藤委員

ありがとうございます。農業体験学習の取組について、再度コメントしたいと思います。今、登米市迫町の新田小学校において、コミュニティスクールという、地域の住民が小学校に関わっていく取組をやっています。その中で、農業地帯なので我々も参画させていただいているんですが、学校の先生が知識がないとか、時間の枠がとれないというのは、そ

れが理由になっているのかなと思います。そこの学校の校長先生をはじめ、先生方の姿勢の問題だと思います。地元の学校を見て、あるいは教頭先生といろいろな話をしてみると、そう感じる場所があります。そういった理由は、大変失礼ですけれども言い訳に聞こえますので、非常に大切なところだと思うので、ぜひ、御指導いただきたいなと思います。

それから、販売のほうは、一生懸命売りにいただいているのは私もよく理解しておりますので、逆に今、地方創生の流れの中で、誘客をする、あるいは都市からお客さんを連れて来て農村で売る、そういうような文言が販売戦略の中には必要ではないかということで、申し上げましたので、よろしくをお願いします。

○伊藤部会長

ありがとうございました。これまで出た意見の中で、地域政策の視点で子どもたちへの教育とか体験、こういったものを本当に力を入れてやっていかないと5年後というよりは10年後、20年後の宮城の農業とか農村、それがこういう数値で出しているようなところと乖離してくるのではないかというような話だったかと思います。ただ、学校が関わってきますので、そうなってくると農林水産部だけではなくて、むしろ教育庁のほうの話になってきます。だからといって、そちらにお任せするのではなく、この委員の方々の中には、それぞれの地域ないしは宮城県の教育関係の委員などをなされて発言する場もあるかと思います。そちらでがんばっていただくのはもちろんなんですが、やはり農林水産部として、また、みやぎ食と農の県民条例基本計画として、体験学習とか環境保全活動、こういうものは高く掲げておくというのは必要なんだろうと思います。目標が人数のところについては、人口が減少する、それから震災による影響もあるということで、実質的にダウンするのは仕方がないとしても、やはり取り組む割合については100%というのは難しいとしても、できるだけ高く設定をして、それをもとに、これは大切だから教育のほうでもぜひ取り組んで欲しいというような取り組み方もあると思います。また、そういった指標をこちらの計画の中では高く掲げて、それを実行していくためには地方創生関係のもろもろの予算をうまく使いながら、確実に施策の中で反映させていくという意見は、皆さん

同じだと私は思っております。

それと、先ほど出てきた食育の文言、農を入れて欲しいということですが、これまで食育と食農教育と二つ併用されて、いろんな部署で使われていると思います。どちらかという消費者とかコミュニティの中では食育ということで使われることが多いでしょうし、特に農林水産関係になってくると、そこに農を入れて食農教育というのがなじみやすく、また、いろいろ取り組みやすいと思いますので、どちらか一方にするということではなくて、二本立てでの言葉の使い方によろしいのではないかと思います。ぜひ、その辺を検討していただければと思います。

法人の従業員については、確かにいい指標になるかもしれません。特に、若い人たちが増えてくると、それを一つのシグナルとして自分も法人で働いてみようという若者が増えてくるかもしれませんので、あまり時間がないんですけれどももう一度検討していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○伊藤委員

すみません。くどいようですが、食農と食育では、食と農の開きが本当にあるんですよ。私、食育推進プランのほうの委員にもなっていますが、お話をいろいろ聞いて見て、農と食はかなり距離があるということが分かりました。農というのは言葉をかえれば命、命教育という面もありますので、ここはぜひ、お願いしたいなと思います。

○食産業振興課 金岡技術副参事兼技術補佐（総括）

先ほど伊藤委員の御質問に十分お答えできなくて申し訳ありませんでした。先ほどの御質問に対する答えでございますけれども、物産展はいつも観光とセットで行っておりますし、アンテナショップも宮城の魅力の発信拠点という位置づけがございますので、観光サイドと連携を図りながら、観光で宮城の魅力、宮城の食材を全国の皆様にお伝えをしながら、誘客に努めてまいりたいということでございます。また、今回、観光課と連携をしま

して、地方創生の取組の中で、観光商品に宮城の魅力的な食材をセットにした商品を全国に売り込むということをやっております。来ていただいて宮城の食材に触れて、魅力を発信していくというような取組につきまして、今後も観光サイドと連携をしながら進めてまいりたいと思っております。失礼いたしました。

○伊藤部会長

ありがとうございます。先ほど白鳥委員が手をあげておりましたけれども、いかがでしょうか。

○白鳥委員

私の方からは、産業政策の観点から意見を申し上げたいと思います。資料4のNo.10ですが、大規模土地利用型農業法人数、いわゆる100ha規模の法人数の現況が8、目標が20ということですが、これは今現在、ある程度見通しがあつての数字なのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○農業振興課 高橋課長

平成26年度までの動向を申し上げますと、津波被災後の平成24年には3、平成25年に4、平成26年に8ということになっており、水稲だけではなく、麦、大豆も含めての土地利用型となっています。今、農地の中間管理事業を進めてございますけれども、その中で農用地利用配分計画上、100haを持ち得ているのが、現時点で8あり、農地中間管理事業も含めての推進の中で、今後、追従する可能性がある部分として、20をあげさせていただいたところでございます。

○白鳥委員

沿岸部のほうは、今回の津波被害で大規模経営が進んでおりますが、まさに中山間地のほうでは100ha規模を目指すといっても、土地改良が進んでいない小さいほ場の中でこ

れを目指すというのは、かなりハードルの高い数値だと思います。ですので、これを目指すのであれば国、県のほうでも、やはり大規模農地にしてコストを下げていくということを推進していかななくては、この20という数値まではいかないと思います。関連する施策は資料5の中では、施策5の②で生産基盤となる農地・施設等の整備ということしか見当たりませんが、今後、大規模ほ場を整備してコスト低減することによって法人の体質強化も図れますし、法人の体質強化が図られれば後継者の育成ということにつながってきます。多大な経費をかけての1ha、2ha区画の整備、パイプラインの導入なども理想ですけれども、現状、例えば20a区画の畦畔を1本とることによって40aになりますし、2本とれば60aというように広い田んぼになりますので、簡易的な土地改良も含めてほ場整備の推進を図ることによって大規模な法人が育ってくると思っておりますので、その辺いかがでしょうか。

○農村振興課 浅野課長

水田整備につきましては、震災に伴う農地整備が今行われていることを加味して、指標を見直し、当初目指していた目標よりも増加させたところでございます。

今、委員おっしゃいました基盤整備を契機とした担い手の育成というのは、大変重要だと思っております。整備にあたっては、できるだけコストをかけないように、今の区画の形状を活かしながらほ場整備をするということも進めておりますので、今後ともそういった整備も活用しながら担い手の育成、農地の流動化を進めていきたいと考えております。

○白鳥委員

中山間地も含め、県内各地域の核となる法人を育てていってもらいたいと思っております。

○伊藤部会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

後藤委員どうぞ。

○後藤専門委員

資料2でございますが、地域政策と産業政策は一緒のものだということで、かなり多くの面で見直してもらったことに対して、まず感謝申し上げたいと思っております。食と農の県民条例基本計画ですが、どこに響かなくてはいけないのかなと考えますと、最初に農家の尊厳というかアイデンティティーに触れないと響かないのではないかという思いがあります。だからこそ、地域政策だと思っておりますが、いわゆる一番上位に立つ計画だと思しますので、きちっと心に響くものを作ってやらないと、次の段階に出てくる細かい具体的な施策がうまくいかないのではないかと思います。先ほどから、いろいろな話がでてますけれども、産業政策の中で、根本的に間違っていると思われることは、きちっと間違っていると言うべきだと思うんですね。平成19年に品目横断的経営安定対策が始まった時に、4ha、20haの経営を推進していくということがありましたけれども、4ha、20haで成り立つためには、根本的な岩盤対策が必要な訳です。その岩盤対策について何も触れないのでは、県の施策として弱いのではないかなという気がします。岩盤対策というのは国の言っている収入保険とは違うということです。収入保険というのは、どう考えても、だんだん補填される金額が低くなっていくことは間違いないので、そうではないヨーロッパ型の環境支払、直接支払など、そういうものをきちっと要求すべきであり、県としても岩盤対策があるんだということをまず言って、それから次の段階で100ha規模の法人を目指しましょうということであればわかるんですけども、100人の集落の人がいて2、3人で間に合うというだけの産業政策では絶対うまくいかないということを根本にすえてもらいたいと思います。では、担い手以外の人は何をするのかということになれば、それこそエネルギーだったりケアなどの分野で活躍してもらおうんだということを総合的に描いてやらないと、実際の集落の中ではうまくまわっていかないという気がします。そういう意味で地域政策をきちっと織りこんで欲しいなと思っております。あとはもう一つ、これも先ほどから話題になっておりますが、農村環境保全活動であったり、以前あった子ども農山漁村交流プロジェクトのような交流については、いろんな理由があって減少はしているんだと思いますが、私どもも集落営農の中で子どもたちを受け入れることに非常に大きな意義を感じてます。集落も元気になりますし、子どもたちもびっくりして帰っていくという状況で、毎年同じようなことをやってもその繰り返しが非常に大切だなと思っております。非常に驚いた例を一つ申し上げますと仙台市にある白百合学園が先生も含め

で本気になっています。自分たちでお金を出してもいいから来たいという、そういう動きがあるんですね。なぜ、これが公立の小学校に広がっていかないのか、おそらく予算の問題ではないかなと思っています。白百合学園でさえも、一回の農作業体験の費用として一人当たり集められる金額が1,500円くらいなんだそうです。公立の小学校でいうと500円とか1,000円くらいになると思いますので、そこに国や県の助成金がないと成り立たないですよ。基本的にはそこじゃないかと思うんです。学校の先生の教育の問題との話になっていますが、そこさえあれば、集落に来て子どもたちが元気になって帰っていく、しかも集落も元気になるということを考えれば、効果は絶大だと思っていますので、きちんと予算化して欲しい、できれば子ども農山漁村交流プロジェクトを復活させて欲しいという思いもございますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。最後にもう一度言ひますけれども、エネルギーとケアの政策は農村全体の地域政策として、農業だけではない他の産業の創出という意味で、非常に大切だと思ひますので、どこかに織り込んでもらえればなと思ひます。

○伊藤部会長

貴重な御意見ありがとうございました。

事務局のほうでいかがでしょうか。

○農業振興課 高橋課長

確かに後藤委員おっしゃるように、品目的横断的経営安定対策の導入にあたってはどの辺を支援対象として育成していくかという部分がありました。その後、農業者戸別所得補償制度になり、米については、再生産を可能とする補填という中で、10a当たり15,000円という金額の設定もありました。ただ、現在では10a当たり7,500円という金額まで下がっている状況になっております。こうした中で、農村社会で生活をするという部分については、多分、農業に限らず所得を得る機会があり、あるいは自分の自己実現を農村の中で実現していくという気持ちになって初めてそこに暮らせるものだと思います。それがエネルギーとケアの分だという話を今、頂戴しましたけれども、農林水産部の施策の中で、ここの部分をストレートに打ち出すというのは難しいところがありますが、今回の本文の中では、これまでの意見を踏まえ、産業政策と地域政策につい

での記述を加えたところでございます。また、来年度に向けて地方創生の予算が出てきておりますので、その中でこういった農村部で活躍ができる、あるいは活躍していくキラッと光る人、このような人材の育成について、何かしら検討していきたいと思っております。

○農村振興課 浅野課長

今、お話のありました子ども農山漁村交流プロジェクト、この再開については、今、国の動向を見ているところでもありますけれども、こういった交流の部分については、都市農村交流いわゆるグリーンツーリズムを通じて推進をしていきたいと思っております。プロジェクトについては、その動向を踏まえて、再開に向けての動きは、国と一緒にやって対応していきたいと思っております。

○伊藤部会長

今出てまいりましたケアとエネルギーについては、この見直ししている基本計画に盛り込むのは難しいかもしれません。次につなげていく上で、もし今回入れられるのであれば、どこかに入れておいた方がよろしいかと思えます。特に、最後の農村の活性化のところ、触れる余地があるんじゃないかなと思えますので、もう一度検討していただければと思います。岩盤対策の話は、基本計画というよりは、もう少し広いところでしっかり議論しなければならないものだと思いますので、そういったことに十分目を向けて下さいという意見ということで受けたいと思います。ほか、いかがでしょうか。

稲葉委員、どうぞ。

○稲葉専門委員

遅れての参加で誠に申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

もしかすると御意見、頂戴しているかもしれないんですけども、先ほど後藤委員のほうから誰の心に響くようにするのかというお話がありましたけれども、一つは、ぜひ県庁の実務をする皆さんの心に響くものを作っていただきたいという願いです。先ほど、伊藤委員からお話が

って、売りにいくことはすごくがんばっているという話だったんですが、それに対して、行った先で観光と連携をして、こちらに来てもらうようなことをもうちょっと考えたいというお話だったと思います。それは多分、資料5でいうと施策9①の多様な販売プロモーションの展開による販路の回復・拡大とか、そういった言葉に括られているのではないかと思うんです。これが実際に取組をしていく時に、きちっと落とし込まれるのかどうかという部分ですね、例えば、別冊1の52ページに地域資源を活用した農村経済の活性化というタイトルがありまして、赤書きで「農村への誘客を促進するとともに」と文面に書かれています。せっかくこういった言葉を追加をした時に、その下の主な取組が全く前回と同じだったりすることが発生してはいけないと思っています。一つ何か変わったら、その下の取組まで必ず変わっていくべきではないかなと考えておりますので、具体的な話ではなくて、非常に恐縮なんですけれども、心に響くものを作っていたきたいという中で、ぜひ職員の皆さんの心に響くものを作っていたきたいという意見です。以上です。

○農業振興課 高橋課長

稲葉委員のおっしゃるとおり、これは農業・農村に関わる職員の、あるいはそのセクションの基本の条例、計画という位置づけになっておりますので、施策の検討や事業化というのも、これに基づいて行われているところです。ただ、どうしても自分の担当のレベルでの検討しかできないという実態も、おそらくありますので、例えば宮城の農業、農村をこうしていくんだという部分については、もっと職員に訴えるべきところ、あるいは心に響くところとして、意識をして進めなければならないと考えているところです。また、今お話のあった文言修正については、一見変わっていないようにとられるかもしれませんが、事業になれば、今回の修正している部分は来年度の予算の中で意識してとっていくような形で組み立てていきたいと考えております。

○伊藤部会長

よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

大友委員どうぞ。

○大友委員

別冊1の34ページに米づくりの推進というのがあります。今年はテレビで宮城米のコマーシャルをJAがやっているんですけれども、県のほうから消費者やJAに対して、お米を推進しましょうという通達を出しているのか、お伺いしたいと思います。

○農産園芸環境課 廣上課長

農産園芸環境課の廣上と申します。今のお話は多分、宮城米の生産、販売対策のお話になろうかと思っておりますけれども、県と全農みやぎ、中央会など、関係団体で構成する宮城米推進本部において、来年度はどのような品種の作付にしていくのか、売れる米づくりをやっていくにはどういふふうにやっていくのか、という戦略を毎年作っております。その中で、どういふ米が今、消費者の方に受けるのか、高級米がいいのか、業務用米がいいのか、そのあたりの意向も反映させながら米づくり、販売のほうをやっていくということでございます。

○大友委員

そうしますと、事業所や事業者などに通達ということではないんですね。

○農産園芸環境課 廣上課長

通達というやり方ではありませんけれども、例えば、JAグループであれば、環境保全米を70%作っていきましようということで、今も進めているところですが、このことについて各農協に対して、JAグループからの通知文書があるかもしれませんが、県から、各生産組織等に通知文書は出してはございません。

○大友委員

みやぎ生協では「つどい」というのをやっておりまして、今こういうのをやっていますということをご組合員の皆さんに伝えております。今回は、ご飯を食べようというのを前面にして組合員

に伝えています。今年は、SMA Pの香取慎吾さんがGM、ごはんマネージャーに就任して宮城米を宣伝していますので、お店の中に香取さんの旗を飾ったりしているんですけども、消費者と事業者がもっと両輪にならないと、販売は促進されないんじゃないのかなと思います。ここでただ推進しましょうといっているだけでは仕方がないので、もうちょっとみんなと一緒にできたらいいのかなとすごく思っています。それから、先ほど皆さんがおっしゃっていた体験学習の目標値が100%から70%に減ったというのは、私もすごくびっくりしました。先ほど、体験学習に取り組まない理由が挙げられていましたけれども、やはりそれは学校の意識が違うと思うんですね。農ではないんですけども、平和の取組でも学校によって全くやらないところとやるところがあって、それは先生の考え方によって全然違ってきます。先ほど先生たちに対してセミナーをやっているということを知って、それだったらいいなと思ったんですけども、農業県である宮城ですから、もっと子どもたちに農業体験に取り組んでもらいたいので、先生たちの意識をもう少し高めてもらわないと、そこから子どもたちには伝わっていかないと思います。また、農業体験という大きな取組だけではなく、例えば、バケツ稲のような小さな取組でもいいですので、何かしら農に関わるものをもうちょっと先生に指導していただけたらいいかなと思いました。

○食産業振興課 金岡技術副参事兼技術補佐（総括）

食産業振興課でございます。今のお米の関係でございますが、県と全農みやぎ、あと農協以外の二つの集荷団体で宮城米マーケティング推進機構という組織を作っております。そちらで事業者の皆様、先ほどありました通達という形ではございませんが、量販店にお邪魔をさせていただいて、新米のPR活動なども県内外問わず、やっております。また、宮城米を積極的に使っている飲食店に対しましては、宮城米米飯提供店制度というような制度がございまして、今全国で240ほどの飲食店の皆様に御加盟いただき、宮城米の普及を図っているところでございます。いずれにしましても使っていただく事業者、あるいは売っていただく事業者の皆様と全農を含めて密接に連携をしながら、宮城米のPRに努めてまいりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

○伊藤部会長

ありがとうございました。大友委員から出た学校の先生たちの理解、それについては先ほど高橋課長も触れておりました。先生たちにも農業、食農教育の重要性というのを理解してもらわないことには、なかなか前には進まないの、教育委員会のほうにこちらからもいろいろ提案しなくてはならないということと、学校の先生というよりも一番肝心なのは校長先生の理解ですね、そこがないことには何も進まないと思います。そういった要望は機会を見ながら少しずつやっていただくしかないかなと思います。また、先ほど後藤委員が言っていた子ども農山漁村交流プロジェクトですが、やはり、その重要性というのは、じわじわと今出てきているんだろうなと思います。ただ、国のほうで財政的な問題も含めながら、なかなか当初の想定どおり進まなかったという状況ですけれども、宮城県はどうするんだという立場に立って考えた時に、その重要性から考えれば、多分、宮城独自の子ども交流プロジェクトというのを仕掛けていくのもいいだろうと思います。ただ、今回の基本計画の中にそこまで盛り込めるだけ、十分な議論する時間はありませんので、今後の検討課題ということで、しっかり位置づけていったらいいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

斉藤委員いかがですか。

○斉藤委員

大体のところは皆さんからお話をいただいたので、重複になってしまうところも多いと思いますが、やはり私も一番気になったのは、農業体験学習に取り組む小・中学校の割合の目標値が寂しすぎるなという点です。たくさんお話が出ましたので、これにとどめさせていただきますけれども、基準値の平成21年より低いというのは、やはり寂しいんじゃないかというように感じました。それから、食育という言葉に併用して食農教育という言葉を使ってはどうかという御意見が先ほどありましたけれども、名前がみやぎ食と農の県民条例基本計画なので、私もそこに農という文字はあったほうがいいと感じています。栄養士の方たちと接する機会も多いんですけど、どうしても食材は食材として御覧になっているようなところが多くて、食材の向こうにある農村のことまで食のプロであっても思いがいたってらっしゃらない、ということを私もよく感じ

るんですね。そこは伊藤委員さんがおっしゃったことと同じだと思うんですけども、ここは食と農の県民条例で農業のほうの視点からみていくというものですので、食と農の教育を子どもだけじゃなくて大人にもしていくことで、農業まで思いをいたらすことのできる県民を増やす、そういう視点あるいはニュアンスを入れていただくと職員もそうですし、例えば、一般県民がこれを見た時も、もっと心に響く計画になると思います。食農教育というのは、農業を支えてくださっている人とか、あとは環境とか地域まで気持ちがいたるようなところまで本当は含んでいるものだと思うので、ちょっと難しくても、そのニュアンスを加えていただくと違うんじゃないかなという印象は持ちました。以上です。

○農業振興課 高橋課長

先ほど伊藤委員のほうからもお話がありましたけれども、現在、食育推進プランのほうも改訂作業が実施されております。当然、私ども農林水産部も関係課が関わっております。平成17年に食育基本法が制定され、食育の推進については、国の方針あるいは関連施策を関係省庁が連携して進めようという中で、この食育推進プランの会議では、例えば低所得者の食の環境で肥満児童が多く、それが最終的に学習意欲、学習行動、成績の低下まで結びつく、あるいは虫歯が多いというような話など、どちらかという食と教育あるいは健康に関することが中心となっておりました。そういった中で、私から申し上げたのは、地産地消あるいは日本の国産の農産物を理解し、もっと食べるあるいは利用しましょうということで推進してきたことが、今回のTPPの大筋合意以降、マスコミ等での報道を見ると、原材料が安くてすむということだったり、肉を安く食べられるということで大歓迎だという声を発する方々が非常に多く、そうするとこれまで進めてきた国産国消あるいは地産地消の哲学的な部分が後退をしていくのではないかと非常に危惧していると、その辺の意見を強く言ってきたところなんです。なかなか教育サイド、保健福祉サイドとのすり合わせの中では、そういったところまで合意形成をするのは非常に難しいと、現実のところは思っております。ただ、農林水産部としての意見は、皆さんからいただいたような意見の中でまとめていかなければならないと考えているところでございます。

○伊藤部会長

ありがとうございます。時間もあと5分少々となりましたが、いかがでしょうか。

今野委員どうぞ。

○今野専門委員

最後に希望ですけれども、せっかく計画を見直したんですから、先ほど稲葉委員からもあったように農政関係の職員にできるだけ徹底してこの計画の中身を理解していただいて、当事者意識を持って取り組んで欲しいなと思います。多分ここにいらっしゃる方々であれば資料4の40項目くらいの目標値というのは、頭に入ると思うんですけれども、他の方々には、せめて自分の関わる仕事の目標値くらい頭に入れて欲しい、それくらい徹底して、これに基づいて動いているんだという認識を各職員が持っていただけであればと思います。それから、資料4とか5に書いてある目標値あるいは施策については、あくまでも手法の話だと思うんですよね。資料上、目標値ですけど、ある目標の評価の指標でしかないと思うんです。では、何が本当の目標かといったら、基本計画の1ページ目にある条例に掲げる目標ということで4項目ありますけれども、これが目標であって、これを一言で表せば農業の継続ということになるんだと思います。継続するために後継者の問題があって、自分の子どもが後継者の場合もあれば法人で社員が後継者になる場合もあり、集落で後継者を育成していく場合あるいは企業が入ってきて農地を守っていく場合などもあると思います。また、継続させるためには利益も出さなくちゃいけないから面積を拡大しましょう、省力化しましょう、低コストにしましょう、付加価値をつけましょう、どうやって売っていきましょうという話になってくると思います。一方で後藤委員のお話のように儲け、利益だけじゃなくて別な形でも農地を守っていかなくてはならないという話もあるだろうし、そういったところの細かいところが今後の各課の事業になっていくと思いますけれども、全体像の中で自分がどこを担当しているかといったところの認識を十二分に部内で共有化していただければと思いますので、そういったことをぜひお願いしたいという希望です。

○伊藤部会長

今野委員からの要請でした。

安部委員どうぞ。

○安部専門委員

別冊2の2ページなんですけれども、法人化した場合の土地利用型のモデルとして水稲、麦、大豆、キャベツということが書いてあります。土地利用型については、私たちが実際に経営している中で、いかに回転をしていくかということが重要なポイントになると感じています。国で示している耕地利用率の目標は確か108%だったと思いますが、私の場合では118%くらいになっているんですけれども、実際には、それでも経営としてはなかなか厳しい状況です。品質的なことで努力するという課題はありますけれども、できれば土地利用型については耕地利用率の目標を掲げるべきではないかと思えます。以上です。

○農業振興課 高橋課長

多分、園芸については施設園芸も含め、おそらく150%とか200%を超えるケースもいっぱいあると思えますけれども、土地利用型はなかなかあげていくことができない、キャベツにしても何作かはできるのかもしれないですけれども、1作が現実的なところかなと思っております。

大規模な土地利用型の経営体については、お話のあった耕地利用率というのは意識しながら、今後進めていきたいと思っているところです。ありがとうございました。

○伊藤部会長

それも今後の検討課題ということで、引き取りたいと思えます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

これまで皆さんから様々な意見をいただきました。特に産業政策と地域政策のところ、地域政策に関し、後藤委員のほうからケアとエネルギーの盛り込みをぜひということがありました。その扱いについては、私のほうに任せいただければと思います。それから、今回特に象徴的に扱われたのが、資料4でいうと施策2の農業体験学習に取り組む小・中学校の割合で、この目標

が70%ということに対して、皆さんからはそれでいいのかという危惧の念があり、もう少し高めることが必要じゃないかということでした。それでは、この数値をどれくらいにしたらいの
だろうかということですが、また改めて皆さんにお諮りするということも必要なのかもしれ
ませんが、時間の都合もありますので、私と事務局のほうに一任させていただくということ
よろしいでしょうか。それをもって12月の産業振興審議会に提出をして、そこで御意見をいた
だきながら最終的に了承を得るという形にもっていきたいと思います。それでよろしいでしょ
うか。

○委員一同

異議なし。

○伊藤部会長

ありがとうございます。

それでは、一通り終わりましたので、次の議事（2）その他の今後のスケジュールについて、
事務局から説明をお願いいたします。

○司会

今後のスケジュールについて、御説明させていただきます。資料6を御覧ください。

今回は、産業振興審議会全体会での審議となります。最終案の審議になりますが、12月24
日の午前10時から正午までの2時間を予定しております。会場は、4階の特別会議室になりま
す。スケジュールについては、以上でございます。

○伊藤部会長

ありがとうございます。今日の第20回農業部会で、一部の文言等に関して私と事務局のほう
で調整させていただきますが、皆さんから大筋の了解が得られましたので、資料6にあるように、
来月24日の第36回産業振興審議会最終的に了承していただいたら、来年1月に知事へ答申

をし、その後、議会に提出という流れになります。このようなスケジュールで進めていこうという事ですけれども、皆さんのほうからこのスケジュールに対して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、今後このスケジュールに沿って進めさせていただきます。

その他、事務局のほうから何かございますか。

なければ、以上をもちまして、議事の一切を終了させていただきます。審議会の円滑な進行に御協力をいただきありがとうございました。

○司会

伊藤部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第20回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。